

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

| | | |
|-------------|--|-----------------------------|
| 部 課 室 等 名 | 中央卸売市場 | |
| 許 認 可 等 名 | せり参加人の承認 | |
| 根 拠 法 令 | 徳島市中央卸売市場業務条例施行規則 | |
| 根 拠 条 項 | 第19条第1項 | |
| 連 絡 先 | (電話 628 - 2759) | |
| 審 査 基 準 | <p>(せり参加人の承認)</p> <p>第19条 仲卸業者は、市場において卸売業者が行う卸売に参加させる者(以下「せり参加人」という。)について市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 仲卸業者は、前項の承認を受けようとするときは、承認申請書にせり参加人の履歴書、市町村長の発行する身分証明書又はこれに代わる書面及び写真その他市長が必要と認める書類を添付して市長に申請しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の承認の申請があった場合において、その申請に係るせり参加人が次の各号の一に該当するとき又は承認申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、これを承認しないものとする。</p> <p>(1) 年齢20歳未満の者であるとき。</p> <p>(2) 破産者で復権を得ないものであるとき。</p> <p>(3) 卸売業者若しくは売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人である者であるとき。</p> <p>(4) 青果物又は水産物の取扱業務について、2年以上の経験を有しないとき又は必要な能力を有していない者であるとき。</p> <p>4 第1項の規定によるせり参加人の承認の有効期間は、当該承認の日から同日後最初に到来する更新日(せり参加人の承認の更新を行う日として市長が定める日をいう。)までの期間とする。</p> <p>5 仲卸業者は、前項に規定する有効期間の満了の日後も引続きせり参</p> | |
| | 参 考 事 項 | せり参加人承認取扱要領 |
| | 設定等年月日 | 平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更) |
| 標 準 処 理 期 間 | <p>標準処理期間</p> <p>総日数 10日(休日を除く)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p> | |
| | 設定等年月日 | 平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更) |

審査基準

基準

加人に当該せり参加人の業務を行わせようとするときは、当該有効期間満了日の30日前までに、せり参加人承認更新申請書を市長に提出して承認の更新を受けなければならない。

6 前項の規定により更新を受けた場合におけるせり参加人の承認の有効期間は、当該更新の日から起算して3年とする。

7 第3項(第1号を除く。)の規定は、第5項の承認の更新について準用する。

せり参加人の承認に係る審査基準については、上記の他、別紙「せり参加人承認取扱要領」のとおり。

* せり参加人承認申請書は、別紙様式第7号とする。